

## 平成27年度に実施する調査

### 1. 基本精度管理調査（注1）

#### （1）模擬大気試料1（PM2.5抽出液試料）（イオン成分分析用）

項目：イオン成分（アニオン（塩化物イオン、硝酸イオン、硫酸イオン）及びカチオン（カリウムイオン、アンモニウムイオン、ナトリウムイオン、マグネシウムイオン、カルシウムイオン）

分析方法：「大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル」の「イオン成分測定法（イオンクロマトグラフ法）（第2版）」

試料は水溶液（模擬PM2.5抽出液）であり、下記の方法も可能である。

降水の分析方法「湿性沈着モニタリング手引き書（第2版）」

排水の分析方法「JIS K 0102（工場排水試験方法）」

選択理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。  
水溶液中のイオン成分は、参加機関において分析頻度の高い試料・項目である。  
アニオン3項目及びカチオン5項目とも、「大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル」の「イオン成分測定法（イオンクロマトグラフ法）（第2版）」に規定され、また「湿性沈着モニタリング手引き書（第2版）」にも規定されている（PM2.5の成分分析及び降水の分析対象となっている）。

### 2. 高等精度管理調査（注1）

#### （1）模擬大気試料2（捕集管吸着物試料）（アルデヒド類分析用）

項目：アルデヒド類（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド）

分析方法：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年環境省水・大気環境局大気環境課）に定める固相捕集の方法

アセトアルデヒドについては、特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年5月 環境庁告示9号）も可能である。

選択理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。  
平成26年度の調査結果を踏まえた追跡調査（有害大気汚染物質に関する調査）とする。  
有害大気汚染物質の優先取組物質であり、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に規定されている。

#### （2）底質試料（フタル酸エステル類分析用）

項目：フタル酸エステル類（詳細項目及び参照項目）（注3）

詳細項目：フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、  
フタル酸ジシクロヘキシル、フタル酸ブチルベンジル

参照項目：フタル酸ジエチル、フタル酸ジプロピル、フタル酸ジイソブチル、  
フタル酸ジ-n-ペンチル、フタル酸ジ-n-ヘキシル

分析方法：「底質調査方法」（平成24年8月 環水大水120725002号、水・大気環境局）

又は「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（水質、底質、水生生物）」（平成10年10月環境庁水質保全局水質管理課）（いずれもGC/MS）

適用できれば、GC/ECDも可能である。

選択理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。  
「底質調査方法」（平成24年8月水・大気環境局）及び「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル」に規定されている。  
フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについては、水質の要監視項目であり、指針値が設定されている。

(注1)「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が規定されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法が規定されていない（または規定されて間もない）又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に実施する基本精度管理調査（1試料）、公定法の策定等を目的として試料を選定し実施する高等精度管理調査（1試料）、前年度の調査結果を踏まえた追跡調査を実施する必要がある場合又は緊急に調査を行う必要がある場合等において追加して実施する調査（1試料）としている。

(注2)平成23年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」（平成23年5月23日）による。

(注3)参照項目については、分析条件等の調査はせず、分析結果の報告のみとする。